



熊本県公報

第13268号
令和5年(2023年)
9月26日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

- 告示
 - 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (〃) 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 2
- 公告
 - 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 2
 - 令和5年度(2023年度)砂利採取業務主任者試験の実施…………… (エネルギー政策課) 3
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 掲載依頼
 - 令和5年度(2023年度)第4回熊本県公立大学法人評価委員会開催…………… (公立大学法人評価委員会) 4

告示

熊本県告示第722号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中月	上天草市松島町内野河内	別図1のとおり	地滑り
棚底	天草市倉岳町棚底	別図2のとおり	地滑り
春野	天草市新和町大多尾	別図3のとおり	地滑り
道向	天草市天草町大江	別図4のとおり	地滑り
登尾	天草市天草町大江 天草町高浜南	別図5のとおり	地滑り
松の平(B)	天草市天草町下田北	別図6のとおり	地滑り

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第723号

平成28年(2016年)2月26日熊本県告示第177号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
浄南-2	天草市浄南町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第724号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
浄南-2	天草市浄南町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第604号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人おこぼ	人吉市大畑麓町長谷川内	人吉市大畑麓町字掛橋3385番ほか1筆
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字浜ノ尻64番1ほか2筆
恒松 大樹	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字開田4397番1ほか7筆
宮田 大	八代市鏡町下有佐	八代市昭和同仁町字養正338番233
合同会社田副農園	八代市鏡町両出	八代市日奈久新開町字大井手西割60番37ほか2筆
仮屋 裕一	八代市上片町	八代市植柳下町字湫1417番1ほか2筆
寺本 和男	八代市鏡町下村	八代市鏡町下村字八反田1330番1
長濱 育子	天草郡苓北町坂瀬川	天草郡苓北町坂瀬川字亀ノ平1834番4ほか2筆
長濱 育子	天草郡苓北町坂瀬川	天草郡苓北町坂瀬川字鹿笛1781番3ほか2筆

2 認可年月日

令和5年(2023年)9月15日

熊本県公告第605号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により令和5年度(2023年度)砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により公告する。
令和5年(2023年)9月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験を実施する日時
令和5年(2023年)11月10日(金)
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館9階903会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 出題形式
 - (1) 法令問題10問(全問必須問題)
 - (2) 技術問題15問(必須問題7問及び8問のうち3問の受験者選択問題)
- 5 合格基準
法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点とし、法令問題、技術問題の合計200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題の合計130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。
- 6 受験願書の受付期間等
受付期間は、令和5年(2023年)10月2日(月)から令和5年(2023年)10月20日(金)まで(閉庁日を除く。)。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。とする。
なお、郵送による場合は、令和5年(2023年)10月20日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。
- 7 提出書類
 - (1) 受験願書
 - (2) 写真(縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。)
なお、砂利採取業者の登録に関する規則の一部改正に係る経過措置として、令和4年度(2022年度)以前の規定のサイズ(縦6cm×横5cm)のものも引き続き使用可能とする。
 - (3) 返信用はがき(その表面に、郵便番号、住所及び氏名を記載したものとする。)
 - (4) 受験手数料
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,100円を納付すること。
 - (5) 提出書類確認表
- 8 受験願書の請求先及び提出先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課資源班
電話 096-333-2322
- 9 合格者の発表
令和5年(2023年)11月30日(木)(予定)
合格者受験番号は、熊本県公報に登載するとともに、県庁ホームページ及び熊本県庁行政棟本館1階ロビー掲示板に掲載する。
- 10 その他
 - (1) 県で受理した手数料は、いかなる理由があっても返還できない。
 - (2) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。

熊本県公告第606号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)9月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字笹原5490番1
3,272.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第4号

令和5年度(2023年度)第4回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

- 令和5年(2023年)9月26日
熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 猪 股 裕 紀 洋
- 1 開催日時
令和5年(2023年)10月23日(月)
午前10時から正午まで(終了時間は予定)
 - 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
 - 3 議題
・第4期中期目標(案)について
・地方独立行政法人法の改正について
 - 4 傍聴者の定員
5人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
 - 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)